

大分県働き方改革アドバイザー登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、働き方改革に取り組む県内企業の身近な助言者として、本県の実情を踏まえ、人事労務管理、経営戦略、人材戦略等について助言できる「大分県働き方改革アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）の登録等について、必要な事項を定めるものとする。

(アドバイザー登録資格要件)

第2条 アドバイザーの登録資格は、次の各号のすべてに該当し、県が実施する「おおいた働き方改革アドバイザー養成講座」又はこれに準ずる講習等を修了した者ものとする。

- 一 県内企業に対し、働き方改革の取組推進を働きかけ、その取組を支援する意欲がある者。
- 二 社会保険労務士、中小企業診断士又は経営指導員の資格を有する者。

(アドバイザー登録)

第3条 県は、前条の登録資格要件を満たすと認めるときは、その氏名、事業所名、所在地等の情報を大分県働き方改革アドバイザー登録者名簿（第1号様式）に登録し、県のホームページで公開するものとする。

(アドバイザー登録期間、取消)

第4条 アドバイザーの登録期間は設けないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- 一 第2条各号いずれかを満たさなくなったと認められるとき。
- 二 本人から登録の取消の申し出があったとき。

(アドバイザー活動、活動報告)

第5条 アドバイザーは、各々の職務を通じて、働き方改革に取り組む県内企業に対する助言、支援等を行うとともに、県が実施する働き方改革に関する県内企業支援事業への協力に努めるものとする。

2 アドバイザーは、毎年度の活動状況について、大分県働き方改革アドバイザー活動状況報告書（第2号様式）により、毎年度3月31日までに県に報告するものとする。

(県の支援)

第6条 県は、働き方改革に関する資料、研修会などの情報をアドバイザーに提供するものとする。

2 アドバイザーは、「大分県働き方改革アドバイザー」の名称を、名刺、ホームページ等で使用できるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めない事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和3年6月18日から施行する。

第2号様式(第5条関係)

大分県働き方改革アドバイザー活動状況報告書

アドバイザー氏名

1 活動実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月

2 活動を実施した事業所数

事業所

3 主な活動内容

支援事業所の業種	支援事業所の従業員数	支援期間	支援内容

1)この活動状況報告書は、活動した年度の3月31日までに県雇用労働室に提出すること。

2)「1活動実施期間」については、アドバイザーとして活動を開始した月から終了月を記載する。

なお、開始時点が年度を超える場合は4月から、終了時点が年度を超える場合は3月までとして記載する。

3)「3主な活動内容」については、概ね3件程度までの記載とするが、必要に応じて行を追加し記載すること。

4)「3主な活動内容」の支援内容欄については、働き方改革に関する支援内容を中心に記載すること。